

岐阜県公報

目 次

告 示

道路の供用開始

(道路維持課)

ページ
一

号 外 (一) 令 和 四 年 十 二 月 二 十 六 日

告 示

岐阜県告示第四百六十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和四年十二月二十六日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県多治見土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年十二月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長 （メートル）	供用開始 の 期 日	備 考 （区域又は 決定の又は 変更の又は 告示の日 ほか）
県道	瑞大 浪西線	瑞浪市日吉町字本林一九四八番六地先から 同市同町字鳥屋ヶ谷一九五〇番一地先まで	四〇・〇	令和 四・二・二六	平成 三六・七一

岐阜県公報 号外 毎週

(火曜日)
(金曜日)

発行

(休日)
(ときは翌日)

令和四年十二月二十六日

令和四年十二月二十六日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社